

第 3 3 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成30年10月16日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

2018年10月11日 中日新聞報道に関する（天白養護の「体罰」事案）

- ① 2月報道機関からの天白養護学校で「体罰」の疑いがあるとの問い合わせで調査を行った内容についてわかるもの
- ②および報告書（体罰と疑わしきものも含む報告書）
- ③市の情報窓口を通じて「体罰」の情報が 4度寄せられた内容についてわかるもの（4度の内容）
- ④ 7月「不適切な指導」と認定されたことのわかるもの（その内容も含む）
- ⑤および校長が是正を促すなどの指導（指導した内容）についてわかるもの
- ⑥杉崎教育長が「体罰」だと認識した事（もの）のわかるもの、判断した文書についてわかるもの（以下「本件請求文書①」という。）
- ⑦教諭の処遇について現在の処遇等および今後の見通し、日程についてわかるもの（以下「本件請求文書②」という。）
- ⑧本件事案について、学校および市教委の防止に向けての取り組みおよび研修内容についてわかるもの（今後の日程を含む）
- ⑨念のため、本件「体罰」事案についてわかるもの

(2) 同年10月29日、実施機関は、本件請求文書①及び②については、存在しないとして、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年11月8日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に對して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求①に対し、本件処分①の他に、公開決定及び一部公開決定を行っているが、本件審査請求①は、本件処分①を特定して行われたものである。

2 審査請求②について

(1) 平成30年12月14日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

12月13日発表

天白養護教諭（校長の処分も含む）停職109日についてわかるもの

- ・処分内容、理由書、説明書
- ・これまでの事実経過と事実関係（「体罰」の事実関係）
- ・事情聴取記録、弁明書
- ・学校の児童生徒、保護者への説明等の対応とその時の記録（保護者会も含む）

(2) 同年12月28日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「処分調書」（以下「本件行政文書①」という。）、「説明書」（以下「本件行政文書②」という。）、「事情聴取記録」（以下「本件行政文書③」という。）及び「天白養護学校 緊急保護者会メモ」（以下「本件行政文書④」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 平成31年1月15日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に對して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求②に対し、本件処分②の他に、「名古屋市立特別支援学校における体罰等に関する調査報告書（天白養護学校における報道関係事案）」（以下「本件調査報告書」という。）等の文書を特定した上で、公開決定を行っているが、本件審査請求②は、本件処分②

を特定して行われたものである。

3 審査請求③について

(1) 平成30年12月 7日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

天白養護「体罰」に関するもの

- ・動画、映像等について入手されているもの
- ・処分がなされていたら、わかるもの
- ・9月以降の報告書（以下「本件請求文書③」という。）

(2) 同年12月21日、実施機関は、本件請求文書③については、存在しないとするほか、「体罰映像（D V D）」（以下「本件映像」という。）を特定したうえで、非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 平成31年 1月17日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求③に対し、本件処分③の他に、非公開決定を行っているが、本件審査請求③は、本件処分③を特定して行われたものである。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部又は全部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

本件請求文書①及び②は、作成又は取得しておらず、存在しない。

(2) 審査請求②について

本件行政文書①から④に記載されている処分を受けた教員（以下「本件教員」という。）の氏名及び担任する学年並びに関係する生徒のあだ名については、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

(3) 審査請求③について

ア 本件映像には、生徒の顔が映っており、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

イ 本件請求文書③は、請求時点において、作成又は取得しておらず、文書が存在しない。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件請求文書①について、本件公開請求①の対象となっている体罰事案（以下「本件体罰事案」という。）は、当初、天白養護学校（以下「発生校」という。）が教職員に対して行った調査をもとに作成した報告書により、不適切な指導であると報告されていた。そのため、平成30年 9月12日にテレビで映像が報じられるまで、体罰ではなく「不適切な指導」と認識していた。

イ 教育長は、文書ではなく、報道された映像を見て本件体罰事案を体罰であると認識・判断したのであり、その認識・判断をした行政文書である本件請求文書①は、本件公開請求①の時点では存在しなかった。

ウ 本件請求文書②について、本件処分①がなされた時点では、本件教員の処遇が決まっておらず、文書が存在しなかった。

(2) 審査請求②について

ア 公務員等であっても、氏名等の個人情報は、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、保護されるべきものである。

イ 本件行政文書①から④の非公開部分には、本件教員の氏名及び担任する学年が記載されている。これらの情報は、本件教員を特定するものであるが、処分を受けたことは、職員としての身分取扱いに係る情報であり、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものである。

ウ また、本件行政文書③には、生徒のあだ名が記載されている。この情報は、生徒の特定に繋がるおそれがあるものであり、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。仮に個人の特定には至らないとしても、当該生徒らは、そのあだ名で呼ばれて気分を害したり、納得していなかったという事情があり、公にすることにより、なお個人の権利利益、具体的には生徒の人権を害するおそれがあるものである。

(3) 審査請求③について

ア 本件映像は、本件教員が、発生校の運動場で生徒を足で蹴ったり踏んだりしている映像である。

イ 条例第 7条第 2項は、公開請求に係る行政文書の一部公開について規定しており、非公開情報に係る部分を除くことが、時間、経費等から判断して容易であるときには、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならないとしている。

ウ 本件映像は、D V Dに録画されている映像であり、一部を公開するためには、生徒の顔が映った部分にモザイク処理を施す等、非公開情報が映らないように処理する必要がある。しかし、実施機関は、非公開情報に係る部分を分離する機能が備わった機器を保有しておらず、新たに機器を導入するには多額の費用がかかるなど、対応が困難である。

エ 仮に、生徒の顔にモザイク処理を施すことができたとしても、本件映像に映っている生徒は特別支援学校に在籍している生徒であり、その身体的特徴から特定の個人を識別されてしまうおそれがある。

オ また、本件請求文書③について、審査請求人は、体罰と明らかに認定、もしくは判断・公表された時点で、学校から「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」が提出される制度になっていると主張しているが、当該報告書は、学校長が体罰ではないかとして問題とした事案について、その調査内容等を教育委員会事務局に対して報告するものである。そのため、同事務局が体罰であると認定した後に、当該報告書の様式で改めて報告するものではない。

力 さらに、審査請求人は平成30年 9月に本件体罰事案が報道されて以降、当該事案に関して、学校からの報告書が存在すると主張するが、同年 7月 9日に発生校から「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」（以下、「不適切な指導調査報告書」という。）が提出されて以降、発生校と教育委員会事務局が連携して調査を行ってきたため、改めて学校からの報告が必要なものではない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求①について

公開がなされるべきとの裁決を求める。

(2) 審査請求②について

全面的な開示を求めるとの裁決を求める。

(3) 審査請求③について

本件映像について、少なくとも一部開示を認めるという裁決を求める。

本件請求文書③について、何らかの文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

ア 教育長がどのようにして、どのような経緯で「体罰と認識」されたかを知りたい。その時に確認された（見られた）報告書等、資料等を知りたい。

イ 「体罰報告書」もしくは疑わしくても問題となった場合は、その報告書が実施機関に提出されると認識している。また、教員の不適切行為、違法行為等に関しても、報告書が実施機関に提出されると認識している。それらのどの文書を見られたのかを公開請求において求めた。

ウ 実施機関もしくは発生校が平成30年 8月から 9月に作成した文書において、本件体罰事案について、「体罰ではないか…」という表題の記載がある。体罰に関する文書は、本件公開請求①以前に、既に存在していたということである。

エ 同年10月10日の名古屋市議会において、教育長が「私どもも映像を拝見し、この事案については体罰であるというふうに考えておるところでございます」と発言しているが、たまたま見ていたテレビ放送で、「体罰」と判断したということは、危うい判断であるといえる。その判断を確かなものとする、映像だけではないものがあることが想定される。

オ 教員の処遇等について、処分に関する日程はある程度、計画的に決まっていると推測される。さらに、処遇等の内容についても、ある程度の基準があるといえる。

カ 本件体罰事案が大きく取り上げられ、教員が処分されていることを考えると、当該事案のことを知るには、この内容に尽きる。

(2) 審査請求②について

ア 教員は当然公務員である。また、体罰は指導計画に基づいた指導の中で起きているため、まさに職務行為であると理解している。事情聴取における内容は、教員の職務中に関するものであり、公務員の職務行為に関するものは公表されるべきである。

イ 本件体罰事案は、報道内容や処分内容からすると、重大事案である。生徒の心身に対して、人の生命、健康に対して与えた影響は重大である。裁判所は、暴行罪ということで罰金刑を言い渡している。重たい処分がされている事案であるため、広く、深く公表されることを望んでいる。

ウ 本件公開請求②の請求内容は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報」であるため、優先して公開されることは当然である。

エ 体罰事案に関して、愛媛県の情報公開・個人情報保護審査会の答申において、学校名、加害教員の氏名が公開を求められた。

高知地裁判決では、体罰教員の学校名と教員名は公表するよう判決が出ているはずである。兵庫県や神戸市も同様であったと記憶している。

オ 本件体罰事案の場合、事件後の保護者会等や当該事案に対する報道、裁判所における公判及び人事異動の報道記事などから、本件教員の氏名

等が明らかになっているといえる。被害者に繋がる全情報を非公開にした場合でも、特定防止に寄与する効果はあまり期待できない。

カ 公務員等の職務遂行に係る公務員等の職務・氏名、職務遂行の内容については、そもそも原則としてプライバシーが問題になる余地はない。少なくとも氏名の公開を求める。

キ 生徒のあだ名やクラスについては、生徒が悪いことをしたわけではないため、公開されてもよいというのが原則だが、微妙な問題であり、生徒の情報については公開を求めづらい。

(3) 審査請求③について

ア 行政文書公開請求書には、公開方法の選択肢として、「視聴・聴取」がある。したがって、映像に関する公開請求があることは想定されていたということである。映像に関する請求があれば、当然一部公開を含めて、モザイク対応等の映像の開示対応の準備がなされることは当然である。

イ 生徒の顔が映っているという理由は、全面非公開の理由にはならない。生徒の顔が映っている部分を黒塗りにする対応もあるためである。部分開示が可能であるのに、非開示にすることは、知る権利を侵すものであり、不当・違法である。

ウ 9月以降の報告書が不存在であることについては、理解できない。制度的には、「体罰ではないかと問題になった件」についての報告がなされていないということはあり得ない。「体罰」と明らかに認定、もしくは、判断・公表された時点で、学校から「体罰に関する報告書」が提出される制度になっているという認識である。

エ 教育長は、映像を見て、本件体罰事案を「体罰」と判断したことである。具体的にどのような映像を見ての判断であったか、どうしても映像が見たい。

オ 映像処理は困難であると予想されるが、これからも同様に映像の請求があると想定されるため、少なくとも、生徒の顔以外公開されることを求める。

カ 映像の公開方法について、生徒等が映っている部分の画面を隠し、音声のみ聞こえる状態で公開する方法も考えられる。また、映像を何枚かの静止画にして生徒の顔の部分を隠して情報提供を行う方法もある。

キ 今後も映像の請求がある可能性を考えると、機械を導入すべきではないか。単純に手間がかかることや大変であることを理由にせず、公開してほしい。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書①から④に記載された本件教員の氏名、印影、生徒のあだ名及びクラス（以下「本件情報①」という。）、本件映像に映る生徒等の顔及び身体的特徴（以下「本件情報②」という。）が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件映像について、条例第 7条第 2項を適用し、公開することができる部分があるか否か。
- (3) 本件請求文書①から③が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各審査請求の対象となる行政文書の前提となる本件体罰事案について

- (1) 本件体罰事案は、名古屋市立養護学校において、本件教員が生徒に対して体罰及び不適切な行為を行っていたとして、平成30年12月13日に実施機関が当該教員を懲戒処分としたものである。

(2) 当審査会の調査によれば、本件体罰事案に関連して以下の事実が認められる。

ア 平成30年 2月23日、報道機関から発生校及び実施機関に対して、本件体罰事案に係る問い合わせがあったことを契機に、発生校が中心となり当該事案について調査を実施した。

イ その結果、発生校は、本件教員の行為を体罰ではなく「不適切な指導」と認定し、同年 7月 9日、発生校の校長から実施機関に対して、不適切な指導調査報告書が提出された。なお、当該報告書については、本件公開請求①の際に、対象文書の一つとして特定され、一部公開決定がされている。

ウ 実施機関は、同年 8月27日から10月19日までの期間に、本件教員及び発生校の校長に対して事情聴取を複数回行った。この聴取記録は全て、同年11月30日に対象者によって内容確認と署名が行なわれている。

エ 同年 9月12日、本件体罰事案の映像が報道された。実施機関は、同年 9月14日、発生校において在校生及び卒業生の保護者を対象に保護者会を開催し、事実の説明等を行った。

オ 同年10月10日の名古屋市議会において、教育長が、本件体罰事案について、報道での映像を見て体罰であると認識した旨、答弁を行った。

カ 同年10月23日、実施機関は、「特別支援学校における体罰等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、有識者の助言を受けながら実施機関として調査を実施した。その結果、本件教員が体罰や不適切な行為を行っていたことが確認された。

キ 同年12月13日、実施機関は本件教員及び発生校の校長に対して懲戒処分を行った。

ク 同日、実施機関は本件調査報告書を作成した。

4 本件各審査請求の対象となる行政文書について

本件各審査請求の対象となる行政文書は、いずれも本件体罰事案に関する文書である。

(1) 本件行政文書①は、上記 3(2) キに関連して、本件教員及び発生校の校長について、実施機関が処分内容を審議した結果として作成した処分調書である。

当該文書には、本件情報①である本件教員の氏名のほか、所属、職名、処分年月日、処分の種類、処分事由等が記載されている。

(2) 本件行政文書②は、上記 3(2) キにおいて、本件教員及び発生校の校長に対して処分が行われた際に実施機関が作成した説明書である。

当該文書には、本件情報①である本件教員の氏名のほか、職名、及び処分の事由が記載されている。

(3) 本件行政文書③は、上記 3(2) ウにおいて、本件教員及び発生校の校長から事情聴取を行った結果、作成された事情聴取記録である。

当該文書には、本件情報①である本件教員の氏名、印影、クラス及び生徒のあだ名のほか、聴取日時、聴取場所、聴取者、対象者及び事情聴取事項等が記載されている。

(4) 本件行政文書④は、上記 3(2) エで行われた保護者会の記録である。

当該文書には、日時、場所、参加者等及び主な内容が記載されており、校長が保護者に対し、本件体罰事案の経過や今後の対策について説明したことのほか、参加者からの質疑応答の内容等が記載されており、本件情報①である本件教員の氏名が記載されていることが認められる。

(5) 本件映像は、本件体罰事案の事件発生時の映像である。

当審査会が見分したところ、本件映像には、本件教員、体罰を受けた生徒（以下、「被害生徒」という。）の他に、発生校の他の教員及び生徒の姿が映っており、顔や特徴など本件情報②が判別できる状態となっている。

5 本件情報①及び②の条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件体罰事案については、報道等により既に学校名が明らかとなつていい

る。また、当該事案は、養護学校で発生しており、当該学校に通学する生徒は一定数に限定されている。

このような状況下では、本件情報①を公にすると、既に明らかとなっている情報と照合することにより、被害生徒を識別することができるものと認められる。

(3) さらに、本件情報①は、教員から体罰を受けたことを明らかにするものであることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、被害生徒にとって通常他人に知られたくない情報であると認められる。

したがって、本件情報①は、本件体罰事案の被害生徒のプライバシーに関する情報であると認められる。

(4) 審査請求人は、本件体罰事案は教員の職務の遂行に係るため、本件情報①は公開されるべきであると主張している。

たしかに、本号は、ただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点から、当該情報を公開することにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、これを公開することとしている。

このことは、開かれた市政を推進するため、非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないという公開の原則と、個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ったものである。

(5) 一方で、条例第3条は、「行政文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

本件情報①は、上記(3)のとおり、本件体罰事案の被害生徒のプライバシーに関する情報である。個人のプライバシーに関する情報は、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがあるため、慎重に取り扱わなければならない。対象となる情報が、体罰を受けた生徒のプライバシーに関するものとあっては殊更である。条例の趣旨を踏まえると、本件情報①は、被害生徒の個人情報として保護されるべきものであり、これに優越する公益上の理由があるとは認められない。

(6) また、本件情報②のうち、生徒等の顔は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

(7) さらに、本件体罰事案が養護学校で発生した事案であることを鑑みると、本件情報②のうち、生徒等の身体的特徴については、公にすると、既に明らかとなっている情報と照合することにより、被害生徒等を識別することができるものと認められる。

(8) また、上記（3）のとおり、本件情報②は、教員から体罰を受けた、あるいは居合わせたことを明らかにするものであることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、被害生徒等にとって通常他人に知られたくない情報であると認められる。

したがって、本件情報②は、本件体罰事案の被害生徒等のプライバシーに関する情報であると認められる。

(9) 以上のことから、本件情報①及び②は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

6 本件映像について条例第7条第2項を適用し、公開することができる部分があるか否かについて

(1) 本項は、公開・非公開の決定をする場合において、非公開情報に係る部分を除いて請求のあった行政文書の一部を公開することについて定めたものである。実施機関は、公開請求に係る行政文書の非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められる場合には、当該非公開部分に係る部分以外を公開しなければならない。

(2) 本件映像に含まれる本件情報②が、条例第7条第1項第1号に該当する非公開情報であると認められることは、上記5で述べたとおりである。

(3) 次に、本件映像から本件情報②を容易に区分して除くことができるか否かについて判断する。

(4) 当審査会が調査を行ったところ、以下の事実が認められた。

ア 実施機関は、映像にモザイク処理を施す機器を保有していない。

イ また、審査請求人は、音声のみの公開でもよいと主張しているが、本件映像に音声は含まれていない。

(5) 以上のことから、実施機関が、本件映像から本件情報②を容易に区分して除くことは困難であると認めざるを得ず、本件映像について、条例第7条第2項を適用し、公開することができる部分はないと認められる。

7 本件請求文書①から③の有無について

(1) 本件請求文書①から③について

公開請求書の内容から、本件請求文書①は、教育長が本件体罰事案を体罰であると認識した文書、本件請求文書②は本件公開請求②時点の本件教員の処遇等及び处分日程の見通しが分かる文書、本件請求文書③は本件体罰事案に関する報告書と解される。

(2) 本件請求文書①の有無について

ア 上記3(2)のとおり、映像が報道されるまで、実施機関は、本件教員の行為を体罰ではなく、不適切な指導と認識し、調査を進めていたことが認められる。

イ したがって、実施機関が上記第42(1)イで主張するとおり、教育長は、報道映像によって、本件体罰事案を体罰であると認識したという説明は、不合理であるとまでは認められない。

ウ 実施機関が本件映像を取得したのは、本件公開請求①より後である。

エ したがって、本件請求文書①は、該当する文書が存在していないとする実施機関の説明は、不合理であるとは認められず、また、実施機関の説明を覆すに足りる事実も認められない。

(3) 本件請求文書②の有無について

ア 本件請求文書②に該当する可能性がある文書として、実施機関は本件行政文書③を保有しているが、本件公開請求①の時点において、事情聴取対象者による聴取結果の確認が行われていない。このため、実施機関が本件請求文書②として、本件行政文書③を特定しなかったことは不合理ではない。

イ また、審査請求人は、処分の日程や内容はある程度決まっているはずであると主張するが、上記第42(1)ウのとおり、平成30年12月13日に懲戒処分が行われるまで、教員の処遇は決まっておらず、当該処分に関

連する文書は作成していなかったとの実施機関の説明は、不合理であるとまでは認められない。

ウ このほか、本件請求文書②に該当する文書は存在しないとする実施機関の説明を覆すに足りる事実も認められない。

(4) 本件請求文書③の有無について

ア 本件請求文書③に該当する可能性がある文書として、実施機関は本件調査報告書を保有しており、事実、上記第32(3)のとおり、本件調査報告書について審査請求人に対して公開している。

イ しかしながら、本件調査報告書は、上記3(2)クのとおり、平成30年12月13日に作成されており、本件公開請求③時点では存在しなかったことが認められる。

ウ また、有識者会議から実施機関に対しての報告書の存在については想定されうるところではあるが、当審査会が実施機関に対して調査を行ったところ、有識者会議は、実施機関が行う調査に対して助言を行うことを目的としており、独自に調査を行って報告を行う機関ではないとの回答を得た。

エ したがって、本件公開請求③に対し、該当する文書が存在していないとする実施機関の説明は、不合理であるとは認められず、実施機関の説明を覆すに足りる事実も認められない。

(5) 以上のことから、本件請求文書①から③について、本件公開請求①及び③の時点では対象となる行政文書が存在しなかったと認められる。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記5から7において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会からの付言

本件映像は、実施機関が映像のモザイク処理を行う機器を保有しておらず、

非公開情報を区分することが容易でないことを理由に、非公開となっている。種々の事情により、非公開情報を区分することが容易でない場合であっても、情報公開請求者にその趣旨を確認し、例えば同様の内容を含む別の行政文書による請求に補正をしたり、情報提供を行うよう努めるなど、安易に非公開とすることないよう留意されたい。

第8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年月日	内 容
平成30年12月19日	諮問書の受理
平成31年 1月24日	弁明書の受理
3月22日	反論意見書の受理

(2) 審査請求②

年月日	内 容
平成31年 2月18日	諮問書の受理
3月25日	弁明書の受理
令和元年 5月 7日	反論意見書の受理

(3) 審査請求③

年月日	内 容
平成31年 2月18日	諮問書の受理
3月19日	弁明書の受理
4月19日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年月日	内 容

令和 3年 6月25日 (第23回第 3小委員会)	調査審議
7月30日 (第24回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第24回第 3小委員会)	調査審議
8月27日 (第25回第 3小委員会)	調査審議
9月17日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人